

チリ政治情勢報告(9月)

令和4年10月

1 概要

- 9月4日、憲法草案の承認可否を問う国民投票が実施され、承認38.14% (486万93票)、不承認61.86% (788万2,958票)という結果で同草案が不承認となった。
- 9月20日、ポリッチ大統領は、第77回国連総会に出席し、一般討論演説を行った。また、同大統領は、同総会のマージンで、フォン・デア・ライエン欧州委員会委員長、コマン・OEC D事務総長及びアーダーン・ニュージーランド首相とそれぞれバイ会談を行った。なお、ウレホラ外務大臣も、同総会のマージンで林外務大臣をはじめとする各国外務大臣等とバイ会談を行った。
- 9月28日、TPP11に関する投票が実施されることとなったが、同日、上院における共産党(PC)による「2回目の議論(Segunda Discusion)」の要請により、TPP11に関する投票が延期された。

2 内政

(1)感染症情報

ア 10月4日付チリ保健省発表の新型コロナウイルス変異株累積報告件数は以下のとおり。

(ア)懸念される変異株(VOC)

デルタ株(B.1.617.2):4万636例(変異株全体の37.2%)

ベータ株(B.1.351):73例

ガンマ株(P.1):7,030例

アルファ株(B.1.1.7):580例

オミクロン株(B.1.1.529):4万451例(変異株全体の37.0%)

以下、オミクロン系統

(BA.4):3,035例

(BA.5):2,830例

(BA.2.12.1):848例

(BA.2.11):9例

(イ)注目すべき変異株(VOI)

ラムダ株(C.37):1,742例

ミュー株(B.1.621):2,792例

イ サル痘

保健省は9月29日までにチリ国内で報告されたサル痘感染者は累計で925名となった旨発表。死者は報告されていない。

(2)新憲法草案の承認可否に係る国民投票

ア 4日、憲法草案の承認可否を問う国民投票が実施され、同草案が不承認となった。

イ 国民投票の結果概要は以下のとおり。

承認 (Apruebo) : 38.14% (486万93票)

不承認 (Rechazo) : 61.86% (788万2,958票)

投票総数 : 1,302万1,063票 (100%)

有効票数 : 1,274万3,051票 (97.86%)

無効票数 : 20万722票 (1.54%)

白票 : 7万7,290票 (0.59%)

有権者総数 : 1,517万3,929名

投票率 : 85.81% (当館注 : 今次国民投票は、罰金が伴う義務投票制が導入されたこともあり、民政移管後の選挙として投票率が最高値を記録した)

ウ 国民投票にかかる関連動向は以下のとおり。

(ア) 4日、午後8時頃、「承認 (Apruebo)」陣営のスポークスマンを務めるミロセビッチ下院議員 (与党中道左派「自由党 (PL)」) 及びカリオラ下院議員 (与党急進左派「共産党 (PC)」) が敗北を宣言。2020年10月の国民投票での新憲法を欲するとした国民の意思は本日も有効であり、1980年憲法は、国民の統一性に寄与するものではないとし、今後も新憲法草案に係る挑戦は続く旨強調した。

(イ) 4日、午後8時45分頃、ボリッチ大統領は、大統領府より国民向けの演説を実施。今次国民投票が、平和裡且つ高い投票率を得て民主的に終えた点を評価するとともに、この制憲プロセスは、2019年の社会騒動を背景としており、社会が抱える潜在的な問題点から目を背けるべきではない点に言及しつつ、社会の変革を訴えてきた我々は、制憲議会を通じて行ってきた新憲法制定プロセスに対して、自己批判的であるべきであると強調した。更に、議会及び市民社会と協働して、これまでのプロセスを更に改善する中で、より多くの国民に受け容れられる新たな憲法草案を起草するためのプロセス開始に向けた調整を行うと述べ、翌5日午前に上下両院議長及び関連当局との会合を行い、早急に今後の方針を協議するとともに、翌週を目処に、新たな制憲プロセスを発足させるためのコミットを表明している様々なセクターとの意見交換を実施し、民主的な方法で、新たな制憲プロセスを再開する見方を示した。

(3)新たな制憲プロセスに係る政府及び与野党間会合

ア 7日、政府、与党、野党の代表者ら約30人が、議会図書館に一堂に会し、今後の制憲プロセスの実施メカニズムについての対話を実施された。

イ ウリアルテ長官は、同会合において、政府として制憲プロセスの迅速化に協力する用意がある旨を伝えたほか、専門家による技術的支援を惜しまない点を述べつつも、政府として意見することは控える旨発言した。

(4)TPP11にかかる動向

ア 22日、ポリッチ大統領がNYでの記者会見で「TPP11は政府として推進していない。上院は上院で判断できる。しかし、上院が承認したら、サイドレターなどチリの国益を守るための措置を講ずる」と発言した。

イ 26日午前、今週の上院における審議議題を決定するために、上院各党党首が会合を実施し、上院において、28日、TPP11に関する投票が実施されることとなった。

ウ 28日、上院における共産党(PC)による「2回目の議論(Segunda Discussion)」の要請により、TPP11に関する投票が延期された

(5)ポリッチ政権に関する世論調査

ア 「Cadem」(9月第5週)

(ア)ポリッチ大統領の施政の評価

評価する:35%

評価しない:59%

どちらでもない:4%

わからない、無回答:2%

(イ) ポリッチ大統領及び政権に関する見方

ポリッチ大統領が好きではないが、良い政権運営を行っている:6%

ポリッチ大統領が好きではないし、悪い政権運営を行っている:50%

ポリッチ大統領が好きだが、悪い政権運営を行っている:13%

ポリッチ大統領が好きで、良い政権運営を行っている:27%

わからない、無回答:4%

(4)南部治安情勢

ア 9月13日、上院が非常事態宣言の延長を承認され、同宣言の9月28日までの期

限延長が決定。これで7度目の更新となった。対象範囲は前回まで同様に、アラウカニア州カウティン県およびマジエコ県、そしてビオビオ州のアラウコ県およびビオビオ県の合計4県のままとなった。

イ 8月31日に134票の賛成を得て下院で刑法改正案が承認され、木材盗難等に対する量刑が重くなることが決まったが、9月14日時点ではボリッチ大統領による公布が行われておらず、発効に至っていない。盗まれた木材売却によって得られた資金が武器購入に充てられている現状から、メジャド下院議員(国民革新党RN)は大統領による怠慢を嘆き、アエド下院議員(キリスト教民主党DC)は、ウリアルテ大統領府長官に対して大統領による公布を急ぐよう要請した。

3 外交

(1)フェルナンデス亜副大統領暗殺未遂事件

2日、チリ政府は、外務省声明を通じて、クリスティーナ・フェルナンデス亜副大統領の暗殺未遂に対する拒絶・非難するとともに、亜政府に対する確固たる連帯及びコミットメントを表明した。

(2)エリザベス英女王崩御

ア 8日、チリ政府は、外務省声明を通じて、エリザベス英女王の崩御に深い哀悼の意を表明した。

イ 13日、ウレホラ外相は、駐チリ英大使公邸で、エリザベス英女王の崩御に伴う弔問記帳を行った。

ウ 19日、ウレホラ外相は、エリザベス英女王の崩御に伴う国葬に参加した。

(3)各国大使(アルツジェリ駐チリ・イスラエル大使を除く)による信任状奉呈

ア 15日、ボリッチ大統領は、チリ、ドイツ、スイス、サウジ・アラビアの大使より信任状を受領した。

イ 30日、ボリッチ大統領は、フィンランド、デンマーク、米国、チェコ、メキシコの大使より信任状を受領した。

(4)アルツジェリ駐チリ・イスラエル大使による信任状の奉呈

ア 15日午前、ボリッチ大統領は、アルツジェリ駐チリ・イスラエル大使からの信任状の奉呈を土壇場で拒否・日程変更した。

イ 17日、チリ政府は、外務省プレスリリースを通じて、アルツジェリ駐チリ・イスラエル大使の信任状奉呈を9月30日金曜日に日程を変更した旨、並びに、同日程変更は、信任状奉呈予定であった15日にイスラエルの軍事作戦により、

ヨルダン川西岸地区北部で17歳のパレスチナ人青年が亡くなったことで生じていた政治的に慎重にならざるを得ない状況(sensibilidad politica)に起因する旨述べた。

ウ 30日、ポリッチ大統領は、アルツジェリ駐チリ・イスラエル大使から信任状を受領した。

(5)国連総会への参加

ア 一般討論演説（大統領府プレスリリース）

（ア）9月20日、ポリッチ大統領は、第77回国連総会に出席し、一般討論演説を行った。同大統領は、同演説において、チリの現状等に加え、ベネズエラにおける人道危機が引き起こした移民の流出、また、気候変動について言及するとともに、民主主義の強化に向けた、世界各国の協働、ウクライナに対するロシアの不当な戦争を制止するための取組、女性に対する暴力をなくすための取組、パレスチナ国民に対する人権侵害を永続させないこと、ニカラグアにおける政治犯の釈放に向けた取組、さらに、迫害及び人権侵害が発生しないこと等を要請した。

（イ）また、同大統領は、「世界中が変化を要求しており、先人より学んでいる我々新しい世代は、我々の将来の運命に向けて考え、行動する権利と責任を有している。」と述べた。

（ウ）さらに、同大統領は、「最大の福祉を有する世界は、最大限の民主主義を通じてのみ達成することができ、我々は、今日、かかる世界に向けた呼びかけに応じなければならない。チリは、世界各地において協力する準備ができています。」と述べた。

イ ポリッチ大統領による各種会談

（ア）9月20日、同大統領は、ウレホラ外務大臣とともに、フォン・デア・ライエン欧州委員会委員長と会談を行い、同会談において、グリーン水素を通じた再生可能エネルギーの発展等持続可能な開発目標に関して協働する用意がある旨述べた。

（イ）同22日、同大統領は、ウレホラ外務大臣とともに、コマン・OECD事務総長及びアーダーン・ニュージーランド首相とそれぞれバイ会談を行った。

ウ ウレホラ外務大臣による各種会談等

（ア）9月20日、同外務大臣は、林外務大臣、ゴルダン・グルリッチ・クロアチア外務・欧州問題大臣、シャーマン米國務副長官と、それぞれバイ会談を行った。

（イ）同22日、同外務大臣は、ウバック・アンドラ外務大臣と会談し、同会

談において、二国間政務協議に関するMOUに署名した。

(ウ) 同22日、同外務大臣は、ハーヴィスト・フィンランド外務大臣、オスマニ北マケドニア外務大臣、チャヴシュオール・トルコ外務大臣、アウレスク・ルーマニア外務大臣、バルネット・カリブ共同体事務局長とそれぞれバイ会談を行った。

(エ) 同26日、同外務大臣は、「核兵器の全面的廃絶のための国際デー」関連ハイレベル会合に参加し、核兵器の開発競争を辞め、同競争に使用している資金を開発及び協力に利用するよう主張した。

(オ) 同26日、同外務大臣は、ロドリゲス・キューバ外務大臣と、二国間アジェンダの主要なテーマ、並びに、協力、文化交流及び多国間分野のテーマに関し会談を行った。

(カ) 同27日、同外務大臣は、ブスティージョ・ウルグアイ外務大臣と、二国間関係の深化、ラテンアメリカ・カリブ諸国共同体(CELAC)等地域統合機構の強化等について会談を行った。

(キ) 同27日、同外務大臣は、サンダース・アンティグア・バーブダーOAS大使と、地域の闘い及び次回OAS総会等について、ビデオ会議を行った。

(ク) 同27日、同外務大臣は、フェレイラ・アンゴラ国連常駐代表、Nzongola-Ntalajaコンゴ国連常駐代表、ラデブ・チュニジア国連常駐代表及びGninadoouベナン国連常駐代表と、現在の国際的文脈における闘い及び国連の重要性に加え、チリの国連人権理事会の理事国入りに関し、それぞれバイ会談を行った。

(ケ) 同28日、同外務大臣は、Mohamed Al Hassanオマーン国連常駐代表及びMouctarチャド国連常駐代表と、チリの国連人権理事会の理事国入り等に関し、それぞれバイ会談を行った。

(6)ウクライナ情勢

ア 29日、チリ政府は、同日付外務省プレスリリースを通じて、ロシア軍によってコントロールされているウクライナ領土において引き起こされた戦争犯罪に対する完全な拒絶及び非難、並びに、ドネツク、ルガンスク、ヘルソン州及びサポリージャ州の地域及び市における国民投票が法的効力を有しないと考える旨述べた。

イ 30日、ポリッチ大統領は、ウクライナの主権、独立及び領土保全に対する自分及びチリのコミットメントを強調するとともに、ロシアによるドネツク、ルガンスク、ヘルソン州及びサポリージャ州の地域の併合及び国民投票はチリにおいて何ら法的効力を有さない旨ツイートした。